

京都市上下水道局訓令甲第3号

京都市上下水道局専決権限の付与に関する要綱を廃止する訓令を次のように制定する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市上下水道局専決権限の付与に関する要綱を廃止する訓令

京都市上下水道局専決権限の付与に関する要綱は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)